

ひたちなか地域家族会個人情報保護及び取扱い内規

(内規制定背景と目的)

第1条 平成17年(2005年)4の個人情報保護法の全面施行により、多くの法人、団体、個人において個人情報保護への関心並びに意識の高まり、また、日常生活においても本法規が定着化している。この状況を踏まえ、当ひたちなか地域家族会(通称:ネモフィラ結の会)(以下、「当家族会」と略す)は、設立以来推進してきた家族会の活動の特性に鑑み、家族会活動を通じて、知り得た会員及び活動に参加した個人情報の保護は当家族会存立と継続の根幹であると認識し、当家族会の活動を円滑に推進していくために、「個人情報保護及び取扱い内規」を制定し、個人情報の適正かつ十分な保護に努めていくこととした。

(個人情報について)

第2条 (1)個人情報とは、特定の個人を識別することができる情報をいう。

【該当例】 ①氏名、②生年月日、③住所、④電話番号、⑤電子メールアドレス、⑤職業等

(2)「要配慮個人情報」とは、人種、信条、病歴、障がいの有無他障がい者本人及び保護・支援者の家族にとり不当な差別又は、偏見が生じる可能性のある情報。

(3)その他、個人情報保護法が規定する個人情報の定義に従うものとする。

(個人情報の取得と保有内容)

第3条 (1)取得方法は、以下の通り行われるものとする。

①当家族会への加入希望者による加入申込書への記入

②当家族会行事への参加申し込み時に必要な情報の参加者からの提供

③家族相談時の相談者から提供(相談内容は個人情報に該当するとして取り扱う)

④前項で会員から提供された個人情報に訂正が生じた場合の会員からの更新情報の提供

(2)本家族会が保有する個人情報は以下の通りとする。

① 家族(加入手続き者)・氏名・住所・電話番号・年齢・職業・電子メールアドレス

② 当家族会入会申込時、井戸端会議やシニア会等の当会開催行事の記録、また、家族相談の際に提供された、「家族として直面している問題、又は、当事者状況」等

第4条 個人情報は、原則として会員本人、又は活動参加者本人の同意を得て取得するものとする。

本人が提供に拒否する情報への提供を強いることは禁止する。

(要配慮個人情報の保護)

第5条 本内規第3条(2)②で規定の当家族会が保有する会員及び活動への参加者の個人情報は、「要配慮個人情報」に相当するものとして、当家族会内ではその保護に努めるものとする。

当該情報の保管は、本内規第9条及び第12条従い行うこと。

(個人情報の利用について)

- 第6条 (1)本内規第3条(2)①で規定の当家族会が保有する会員及び活動への参加者の個人情報は、連絡書類の送付、開催行事の参加者受付作業、入退会手続き、会費徴収管理等を利用目的とした会員名簿の作成、また、災害や急事態発生時の必要な支援の対応を目的に利用できる。
- (2)本内規第3条(2)②で規定の個人情報は、相談者や行事での発言者の直面す問題への支援対応策の検討・討議のため、当家族会の役員に限定しその内容について共有・使用することができる。

(第三者(外部)への個人情報の提供)

- 第7条 (1)原則として、第三者への提供を本人の事前の同意なく行うことは厳禁とする。
- (2)本人への同意確認のため、第三者から特定の会員に関する個人情報提供の依頼がなされた場合は、必ず依頼者の氏名、所属(属性)、依頼目的等を確認すること。
- (3)依頼者への確認により、明らかに不適切な利用目的での依頼と判断できる場合は、会員個人情報保護を最優先として本人への事前同意なく拒絶することができる。

第8条 ただし、下記の事態が生じた場合は、本内規第5条への例外規定として個人情報の提供を妨げない。

- (1) 個人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ない状況と判断できる場合。
- (2) 国の機関、又は地方公共団体より、法令の定める事務を遂行することへの協力依頼があり、その依頼元の確認を実施の上、個人情報の提供協力が必要と判断できる場合。

(個人情報の保管について)

第9条 当家族会が保有する会員並びに活動参加者の個人情報は、会長又は会長が指定の役員が適正に保管管理する。当会が保有する個人情報は、当家族会室の専用ボックスに入れ施錠、保管する。

第10条 本内規第3条(2)①で規定の当家族会が保有する会員及び活動への参加者の個人情報は、デジタルデータとしてフラッシュメモリ(以下、USB 称す)に(正)(副)それぞれ USB に格納し、会長が(正)USB を、会長が指名した役員が(副)USB をそれぞれ本内規第9条に従い保管、管理する。

第11条 年会費や当家族会が有償で実施の行事の費用管理等の利用目的のため、会計担当役員は本内規第6条(1)にもとづき、会長に(正)USB データを用い書面での名簿作成を依頼、作成された会員(書面)名簿を適正に1部保管、管理し、利用することができる。

第12条 本内規第3条(2)②で規定の情報は、パソコン又は筆記で所定の本内規添付の様式「活動実施記録」に記入、ハードディスクや(正)(副)USBにデータや保存せず、印刷し書面化すること。書面化された活動記録は面談記録ファイル(事務管理用書類ファイルを使用)に綴じ、当家族会室の専用ボックスに格納し施錠、保管のこと。

(附則) 本内規は、令和7年4月19日(土)12:00PM より当会活動運営者及び参加者に適用される。